

静岡理科大学

研究活動における不正行為防止に関する取り組みについて

静岡理科大学では、本学において研究活動に関わる全ての者が、研究活動に係る不正行為の防止することで社会的責任を果たし、研究の信頼性と公平性及び自由な研究活動の遂行を確保することを目的として、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」に基づき、研究活動における不正行為を防止するため、次のとおり環境整備を行っています。

1. 研究活動における不正行為防止に関する組織体制

- 最高管理責任者：学長
- 統括管理責任者：情報学部長
- 研究倫理教育責任者：副学長（研究推進担当）

2. 行動規範

[「学校法人静岡理科大学 倫理行動規範」参照](#)

3. 通報・相談制度

本学では、研究活動における不正行為に関する通報・相談を受け付ける制度を以下のとおり設置しております。

(1) 関連する規程

[・静岡理科大学の研究活動における不正行為防止に関する規程](#)

(2) 通報・相談窓口

窓 口： 学校法人静岡理科大学 法人本部業務推進部
所 在 地： 〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町 20 番 M20 ビル 13 階
電 話： 054-204-2490
F A X： 054-252-2700
電子メール： houjin.soumu@sist.ac.jp

(3) 受付方法

- ①通報・相談の手段は、電話、電子メール、ファックス、書面、面談のいずれかによるものとします。
- ②通報・相談は、実名でのみ受け付けます。

(4) 受付後の手続き

- ① 通報・相談を受けた時は、すみやかに最高管理責任者に報告いたします。その後、当該通報・相談を受領した旨を、通報者に通知します。
通報は、学内に設置する予備調査委員会において、告発等の受付後30日以内に調査の可否を決定します。
- ② 予備調査委員会において通報の内容について調査が必要と判断した場合、学外の有識者等による学外委員と学内委員による調査委員会を設置し、不正の有無及び内容、関与者並びに不正使用の金額等について、通報の受付後30日以内に調査に着手します。調査結果については、着手後150日以内に調査内容を取りまとめ、その結果を文部科学省や研究資金の配分機関に報告します。

(5) 不正行為が認定された場合の措置

- ① 特定不正行為が認定された調査結果の公表
特定不正行為（盗用、ねつ造、改ざん）が行われたとの認定があった場合は、原則として、次の事項を公表します。
 - ・ 特定不正行為に関与した者の氏名・所属
 - ・ 特定不正行為の内容
 - ・ 本学が公表までに行った措置の内容
 - ・ 調査委員会委員の氏名・所属
 - ・ 調査の方法・手順
 - ・ その他必要な事項
- ② 不正行為への関与が認定された者等に対する措置
調査委員会における調査の結果、不正行為が認定された場合は、不正行為に関与した者等については、学園並びに本学の規程に基づき、懲戒処分、刑事告発等の対象といたします。
- ③ 悪意をもった通報に対する措置
調査委員会における調査の結果、悪意に基づく通報が行われた事が判明した場合は、調査の経緯並びに当該通報者の氏名、所属を公表するとともに、学園並びに本学の規程に基づき、懲戒処分、刑事告発等の対象といたします。

(6) 秘密保持

通報・相談窓口である法人本部並びに本学では、通報者が特定されないよう適切な措置を講じるとともに、通報内容並びに調査内容について秘密保持を徹底いたします。

以 上